

国民健康保険税の

納税通知書・決定通知書を

7月中旬に送付します

皆さんに納めていただく保険税は、保険医療機関などへの医療費の支払いに使われるなど、国保運営のための重要な財源です。必ず納期限までに納付しましょう。

◆所得申告はお済みですか？

世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計が軽減基準額以下の場合、均等割額および平等割額が軽減されますが、世帯の被保険者のなかに所得の状況が不明な方がいる場合は軽減の対象となりません。所得申告が必要な方は、必ず申告してください。

◆通知書をご確認ください

窓口で納付される方、口座振替により納付される方には、納税通知書を送付します。すでに年金天引きで納付されている方には、決定通知書兼特別徴収開始通知書を送付します。

該当要件	①離職日が平成26年3月31日以後であること。 ②離職日において、65歳未満であること。 ③「特定受給資格者」及び「特定理由離職者」（「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが次のいずれかの番号）であること。 【11.12.21.22.23.31.32.33.34】
算出方法	対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定。
届出に必要なもの	雇用保険受給資格者証（原本）
届出場所	国保年金課（2階 ②番窓口）および本納支所

特例対象被保険者等の負担軽減措置があります
会社都合など、特定の理由で離職された方について、左表の要件に該当する場合、保険税が軽減されます。届出がまだお済みでない方は、必ず届出をしてください。

※平成26年3月31日から平成27年3月30日の間に離職し、届出をして平成26年度国民健康保険税にこの軽減が適用された方については、平成27年度分は改めて届出をしなくても自動的に軽減が適用されます。

課税限度額が引き上げられました
国の法令改正にあわせ、課税限度額が左表のとおりとなります。

	平成26年度	平成27年度
基礎分課税限度額	51万円	52万円
後期高齢者支援金等分課税限度額	16万円	17万円
介護納付金分課税限度額	14万円	16万円

軽減措置判定基準額が引き上げられました

国の法令改正にあわせ、平等割および均等割の5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の基準が下表のとおり引き上げられ、軽減される世帯の範囲が拡大されました。

	平成26年度	平成27年度
5割軽減	33万円+24.5万円×(被保険者+特定同一世帯所属者数)	33万円+26万円×(被保険者+特定同一世帯所属者数)
2割軽減	33万円+45万円×(被保険者+特定同一世帯所属者数)	33万円+47万円×(被保険者+特定同一世帯所属者数)

納付する時の注意点

納付書は納期別に切り離された状態で、納税通知書と一緒に封入し送付します。

納期ごとに納付する場合、順番を間違えないようにご注意ください。また、全期一括納付用の納付書は廃止しました。まとめて納付する場合は、納付する各期の納付書をすべてお持ちください。

納付場所等の詳細は、納税通知書でご確認ください。

お問い合わせは、管財課（4階）
☎(20)1520、FAX(20)1602へ。

冊子の納税通知書と、期別ごとの納付書が同封されます

納税通知書



納付書

お問い合わせは、国保年金課（2階）
☎(20)1503、FAX(20)1600へ。

茂原市優良建設業者を表彰

市では、市が発注した工事の中から平成26年度に優良な成績で完成し、他の模範となる建設業者に対して表彰しました。これは、建設業者の意欲を増進し、良質な社会資本整備の推進と施工技術の向上を図ることを目的に、毎年行っているものです。受賞した建設業者は次のとおりです。

- ◆土木工部門 〓 該当者なし
- ◆舗装工部門 〓 該当者なし
- ◆建築工部門 〓 日伸建設(株) (株山崎組)

◆その他工部門 〓 (株)アサヒ プルーフ

お問い合わせは、管財課（4階）
☎(20)1520、FAX(20)1602へ。